

令和8年3月19日

令和8年第1回
まんのう町議会定例会会議録

まんのう町議会

令和八年第一回

まんのう町議会定例会会議録
(三月十九日)

まんのう町議会

令和8年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第20号

令和8年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和8年3月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和8年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和8年3月19日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 議会事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	松本学
福祉保険課長	山本貴文	健康増進課長	溝淵浩一
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係につきまして、議員より、会議規則第14条の規定に基づく発議案3件の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月18日、午後1時30分より、全員協議会室におきまして、第1回定例会最終日の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第2号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について

日程第9 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第10 議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第11 議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号

日程第12 議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号

日程第13 議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号

日程第14 議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第3号

日程第15 議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算(案)第2号

日程第16 議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算(案)

日程第17 議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

日程第18 議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)

日程第19 議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)

日程第20 議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算(案)

日程第21 発議第1号 まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第22 発議第2号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について 即決でお願いします。

日程第23 発議第3号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について 即決でお願いします。

日程第24 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、大西豊君、14番、川原茂行君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第4号、議案第9号から議案第11号、議案第14号から議案第16号の8件であります。

初めに、議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部より、特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものであるとの説明がありました。

委員より、この条例に該当する特定乳児等とは何歳から何歳までなのかとの質疑があり、執行部より、対象はゼロ歳6か月から3歳未満であるとの答弁がありました。

委員より、この条例の趣旨は何かとの質疑があり、執行部より、令和8年4月より全国で本格実施となる「こども誰でも通園制度」に関わる支援事業者の運営に関する基準を定めるものであり、行政が支援事業者の適否を判定する際の基準となるものであるとの答弁がありました。

委員より、子供の体調が急変した場合、速やかに保護者または医療機関に連絡し、必要な措置を講じるとあるが、この場合の医療機関とは提携または契約した医療機関を指すのかとの質疑があり、執行部より、子供と保護者の事前面接時に子供のかかりつけ医等を把握、記録し、緊急時に備えることになるとの答弁がありました。

委員より、4月からの受入れ開始に備えた受入れ態勢準備の進捗状況はどうかとの質疑があり、執行部より、現在、運用に関する要綱を作成中であり、それに沿って順次整えていくとの答弁がありました。

次に、議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について、執行部より、この改正は国・県の補助金を受けて、令和8年度から実施予定の小学校における給食費の無償化に伴い、必要な改正を行うものである。また、町単独事業として小学校の無償化に

併せて中学校における給食費の無償化に関する改正も含むものであるとの説明がありました。

委員より、給食を取らない児童生徒への対応について質疑があり、執行部より、学校に在籍している児童生徒で、アレルギー診断等を記載した管理表に基づき、給食を取れない場合は個別の事情に応じた補助要綱を策定し、該当する児童生徒の保護者に対し、補助の実施を検討しているとの答弁がありました。

委員より、不登校の児童生徒への対応について質疑があり、執行部より、学校に在籍している場合は補助対象となるとの答弁がありました。

次に、議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、事業勘定の歳入歳出においては、いずれも実績見込みによる減額が主な要因で、直営診療施設勘定内科では、実績精査などによる減額であるとの説明がありました。

委員より、直営診療施設勘定内科、医療用機械器具修繕料及び医療用機器リース料の減額要因について質疑があり、執行部より、修繕料については該当する修繕がなかったため精査の上、減額とし、リース料については在宅酸素機器の使用人数の減少に伴うものであるとの答弁がありました。

次に、議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、歳出においては負担金額の確定や決算見込みの精査などによる減額で、これに伴い、歳出の減額に併せて歳入も減額しているとの説明がありました。

委員より、後期高齢者医療広域連合への負担金の減額について質疑があり、執行部より、事業の性格上、予算不足とならないよう前年度の実績を基に予算計上しており、翌年度に金額が確定してから不用額として減額しているとの答弁がありました。

次に、議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号について、執行部より、歳出の主なものでは、保険給付費や特定入所者介護サービス等費が実績見込みによる減額となり、これに伴い、歳出の減額に併せて歳入も減額しているとの説明がありました。

委員より、特定入所者介護サービス費負担金の減額要因について質疑があり、執行部より、各サービスごとに増額に備えて余裕を持って予算計上したものを実績が確定したことにより減額するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について、執行部より、事業勘定の歳入歳出予算の総額を対前年度比1,800万円、0.8%増のそれぞれ21億6,800万円とする。また、直営診療施設歯科の歳入歳出総額をそれぞれ450万円、直営診療施設内科の歳入歳出総額を7,060万円とするとの説明がありました。

委員より、直営診療施設内科の外来診療収入について、国保・社保・後期高齢それぞれの前年比の増減は人口動態における各区分間の異動によるものかとの質疑があり、執行部

より、おおむねそのとおりであるとの答弁がありました。

次に、議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出それぞれ対前年度5,470万円増の4億2,670万円とするとの説明がありました。

委員より、今年は前年比14.7%増の計上となっているが、今後も同様の傾向が続くのかとの質疑があり、執行部より、人口構成の各年齢別推移を見ると、今後は生産年齢人口から65歳以上への移行が進み、後期高齢者人口も増加することから、必要予算額についても増加傾向が続くことが想定されるとの答弁がありました。

次に、議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出それぞれ対前年度2,440万円、0.9%増の26億9,640万円とするとの説明がありました。

委員より、地域支援事業費における任意事業費の事業内容と減額要因について質疑があり、執行部より、成年後見人制度や虐待関連の事業に関わる社会福祉士の人件費である。昨年は2名分の予算計上をしていたが、令和8年度は1名減となるため、それが減額要因であるとの答弁がありました。

委員より、1名減とのことであるが、住民サービスの低下等の懸念はないかとの質疑があり、執行部より、新年度には1名の補充を予定しているとの答弁がありました。

委員より、各項目が前年並みの計上となっているが、運営に支障はないのかとの質疑があり、執行部より、介護保険会計については、計画よりも若干下がり気味の実績で推移している。まずは前年と同等の予算計上で運営が可能であると想定しているとの答弁がありました。

委員より、現在は各事業費が減少傾向にあるが、その要因と今後はどのように推移するかと考えているかとの質疑があり、執行部より、ここ最近、ほぼ横ばいで推移していたものが減少傾向にあるのは、住民の健康への意識が介護サービス利用から各種予防サービスへと移行したことにより、健康寿命が延びているためではないかと考えるとの答弁がありました。

委員より、当町の健康増進における取組は行政の情熱が地域の活力を引き出し、他の市町に比べて様々なサービスや活動が充実している。今後も各課の連携により、さらなる推進に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託された議案について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、全会一致で可。議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予

算（案）第2号、全会一致で可。議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号、全会一致で可。議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済委員長）

○大西樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第12号、議案第17号の2件であります。

初めに、議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号について、執行部より、収益的支出において、営業費用を912万3,000円減額し、総額1億8,433万7,000円とする。内訳は管渠費134万2,000円、処理場費196万1,000円、総係費582万の減額、また、資本的収入については1,440万円減額し、総額1億909万円とするとの説明がありました。

委員より、今年度の負担金が減少していることについて、来年度以降の見通しに関する質疑があり、執行部より、今後は人口減少などにより減少傾向が推測されるが、処理場の修繕費なども見込まれるため、負担金の増減を明確に推察することは難しいとの答弁がありました。

さらに、委員より、維持修繕の長期計画の有無について質疑があり、執行部より、突発的な修繕が発生する可能性もあるため、計画的な修繕のみで負担金の見通しを立てることは困難であるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案）について、執行部より、収益的収支においては収入総額1億8,439万5,000円とし、その内訳は営業収益5,500万2,000円、営業外収益1億2,939万3,000円である。支出総額は1億8,542万3,000円とし、営業費用が1億7,299万9,000円、営業外費用が1,037万4,000円などを計上している。また、資本的収支に関しては収入総額を1億1,340万円とし、その主な内訳は企業費8,260万円、他会計出資金3,000万円である。一方、支出総額は1億3,562万5,000円で、建設改良費1,000万円、流域下水道建設負担金2,864万9,000円、企業債償還金9,697万6,000円とするとの説明がありましたが、特に委員より質疑等はありませんでした。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月12日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催しました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号と議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案）について、それぞれの所管部分の質疑等の報告がありました。報告内容はタブレ

ットの委員長報告に入れておりますので、よろしく申し上げます。

今定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第13号の5件であります。

執行部より詳細な説明を受け、審査を行いましたので、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会での質疑も含めて御報告申し上げます。

まず、議案第2号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、執行部から、今回の対象項目の追加により、公用車の保守管理業務を一括して車検等の点検漏れを防ぎ、費用の削減を図る。また、広報誌や議会だより等の定期刊行物の作成、印刷などを追加することで、業者の技術提案を享受して情報発信力を強化するとともに、複数年契約のスケールメリットを目指すものであるとの説明がありました。

委員より、議会への報告がない長期継続契約はできるだけ限定的にすべきだが、債務負担行為との使い分けはどのようになるのかとの質疑があり、執行部より、他の自治体では要綱で運用している例もあるが、本町としては限定的に運用すべきと考え、条例で定めている。近年、年度をまたいで継続する事業は債務負担行為ではなく長期継続契約とすべきとの考え方が増えている。また、広報誌は毎月のページ数などで費用が変動するため、年間の費用上限を固定する債務負担行為よりも長期継続契約のほうが適していると考えたとの答弁がありました。

次に、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について、執行部より、令和6年度から10年度までの5か年の総合整備計画に林道小弥谷左岸線道路舗装事業を新たに計画に加えるものであるとの説明がありました。

また、次に、議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更について、執行部より、令和6年度から10年度までの5か年の総合整備計画に林道花びら線舗装及び改良工事、谷田橋修繕工事、島ヶ峰地区整備事業を新たに計画に加えるものであるとの説明がありました。

委員より、辺地債は教育や福祉など多方面で活用できるが、先ほどの塩入辺地と同様に整備計画が道路関係に偏っている。各課へどのように周知しているのかとの質疑があり、執行部より、各課への周知は行っているが、事業財源や本町における辺地債の発行上限枠があるため、結果として道路関係に偏っているとの答弁がありました。

また、委員より、合併特例債が終了し、今後は過疎債や辺地債などの有利な起債を駆使する時代になる。活用できる事業を改めてしっかりと周知し、計画の変更や策定を行っていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について、執行部より、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,523万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億166万3,000円とするもので、歳出の主なものは、標準化システム等管理費1億6,090万3,000円の減額であるとの

説明がありました。

委員より、物価高騰対策臨時地域応援商品券配布事業におけるコールセンター費用について質疑があり、執行部より、3月1日から5月末まで2名体制で開設し、約130万円の費用を予定しているとの答弁がありました。

委員より、令和8年度に繰り越すことになった仲多度南部消防と消防団第8分団の消防ポンプ車の納入時期について質疑があり、執行部より、仲多度南部消防は夏頃に、第8分団は年内に納車されると聞いているとの答弁がありました。

次に、議案第13号 令和8年度一般会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億9,100万円とするもので、対前年度比6億6,900万円の減、5.2%の減であるとの説明がありました。

歳入では、委員より、財政調整基金を2年連続で10億円余り取り崩す予定で、令和8年度末の残高が10億7,000万円になる見込みが示されているが、今後の財政運営と見通しはどうかとの質疑があり、執行部より、当初予算では約10億円を取り崩すが、決算時の残額や剰余金を積み増すことになる。今回の3月補正でも財政調整基金に2億2,000万円、減債基金に2億1,000万円を積み増せる状況であり、土地開発基金の積立等も含め、現時点の財政調整基金の残高は約30億円となっている。現在作成中の中長期財政計画は来年度の6月議会でお示しできればと考えているとの答弁がありました。

労働費では、委員より、勤労青少年ホームのホール大屋根改修工事費及び実施設計管理業務委託料合計3,900万円について質疑があり、執行部より、平成5年の竣工以来、屋根の改修を行っておらず、騒音や漏水の問題が発生しているため、屋根の改修工事を予定しているとの答弁がありました。

委員より、屋根の鋼材が気温変化に伴って音を発していることは確認している。4,000万円相当の費用を投じるわけだが、必要性や危険性に関して説明にあったような懸念する部分があるのであれば、改めて調査し、報告してほしいとの申出があり、執行部より、申入れを承知した旨の答弁がありました。

委員より、一度、予算計上したものを再調査するということはどのようにするのかとの質疑があり、執行部より、所管課において改めて調査・検討し、議会にも説明した上で対応を決定するとの答弁がありました。

委員より、緊急性、必要性を十分検討し、どうしても必要な事業を予算計上、編成すべきである。昨年の島ヶ峰地区整備工事予算の取扱い経過も踏まえ、きちんとした対応を求めるとの意見がありました。

消防費の常備消防費では、委員より、消防の広域化に向けて丸亀市など2市1町との消防指令台の共同運用や、メーカーを同地域と合わせてNEC製にする方向と聞いていたが、どのようになったのかとの質疑があり、執行部より、指令台をNEC製にするには5億円以上必要との見積書が提出された上、仮に広域化した場合、南部消防に設置している指令台自体が不要になることが判明した。また、現在のメーカーから大幅な値引き提案もあつ

たため、琴平町、まんのう町、南部消防で協議の結果、費用対効果を考慮して現行の富士通製に決定した。なお、南部消防の広域化については、中讃広域管理者会において正式に協議していくことになっているとの答弁がありました。

教育費の公民館費では、委員より、防犯カメラ設置事業費について質疑があり、執行部より、令和8年度中に全ての公民館へ設置を完了する予定であるとの答弁がありました。

以上が議案等の審査であった主な質疑、答弁などです。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について、全会一致で可。議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更について、全会一致で可。議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号、全会一致で可。議案第13号 令和8年度一般会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 議案第2号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第6、議案第2号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号 まんのう町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○大西樹議長 日程第7、議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号 まんのう町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更について

○大西樹議長 日程第9、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更について

○大西樹議長 日程第10、議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号 美合辺地に係る総合整備計画の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号

○大西樹議長 日程第11、議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第12、議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第13、議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号

○大西樹議長 日程第14、議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第11号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第3号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第15、議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第12号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案）

○大西樹議長 日程第16、議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第13号 令和8年度まんのう町一般会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第17、議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第14号 令和8年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第18、議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第15号 令和8年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第19、議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第16号 令和8年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案）

○大西樹議長 日程第20、議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第17号 令和8年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 発議第 1 号 まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 2 1、発議第 1 号 まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、白川皆男君。

○白川皆男議員 発議第 1 号 まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及びまんのう町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

提出者 まんのう町議会議員 白川皆男、同 松下一美、同 白川正樹、同 三好郁雄、同 合田正夫、同 竹林昌秀、同 京兼愛子、同 常包恵、同 鈴木崇容、同 石崎保彦、同 真鍋泰二郎。

賛成者 川原茂行、同 川西米希子。

それでは、発議第 1 号 まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を提出者を代表して申し上げます。

本議案は、町議会議員が本会議及び委員会に出席した場合、1 日につき 1, 5 0 0 円を支給すると規定しております現行条例第 4 条第 2 項を削除するとともに、これに関連する別表第 3 を削除しようとするものでございます。

費用弁償は、本来、議員が職務を遂行する上で実際に要した経費を補填するための制度であり、出張に伴う交通費等については、引き続き、条例第 4 条第 1 項に基づき対応するものでございます。

一方、今回、廃止を予定しております日当相当分につきましては、出席に対して定額で支給されているものであり、社会情勢の変化や住民意識の高まり、また、議会活動に対する透明性の確保が求められている現状を踏まえ、制度の見直しが必要であると判断いたしました。

以上の理由から、議員に一律に支給されている費用弁償の規定を廃止し、制度の整理と透明性の向上を図ろうとするものでございます。

なお、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上が、発議第 1 号 まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由でございます。

御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、発議第1号 まんのう町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第2号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第22、発議第2号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、白川皆男君。

○白川皆男議員 発議第2号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者 まんのう町議会議員 白川皆男、同 松下一美、同 白川正樹、同 三好郁雄、同 合田正夫、同 竹林昌秀、同 京兼愛子、同 常包恵、同 鈴木崇容、同 石崎保彦、同 真鍋泰二郎。

賛成者 川原茂行、同 川西米希子。

それでは、発議第2号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、提案理由を提出者を代表して申し上げます。

本町議会では、毎年、議会報告会を開催しておりますが、その中で「議員の活動が分かりにくい」といった御意見を町民の皆様からいただいております。

こうした声を受け、議員が日頃の活動の中で把握した地域の声も踏まえ、昨年、議会の在り方検討会を設置し、議会運営全般について検討を重ねてきたところでございます。

その検討の中では、議員定数や常任委員会の構成、申合せ事項の見直しなどと併せて、

県内における政務活動費制度の導入状況についても調査・議論を行ってまいりました。現在、県内では県及び7市並びに3町において、既に政務活動費制度が導入されている状況でございます。

議員が町政の課題や町民の意思を的確に把握し、それを町政に反映させていくためには、調査研究、資料収集・作成、研修への参加など、一定の経費を要することも事実でございます。

そこで、本町におきましても、地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき、政務活動費を交付できるよう、新たに条例を制定しようとするものでございます。

政務活動費は公金であることから、その用途につきましては、町政との関連性を有する活動に限定し、条例において明確に定めることとしております。

あわせて、収支報告書や研修報告書の提出を義務づけ、実績に基づく後払い方式とし、公開を前提とした制度設計としております。

加えて、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な支出につきましては、政務活動費の対象外とし、対象経費に係る領収書については、全て公開することとしております。

なお、政務活動費を申請するかどうか、また、どのような内容で申請するかにつきましては、議員一人一人の判断に委ねられるものであり、その説明責任は各議員が負うものであります。

以上のことから、政務活動費制度を新たに整備することにより、議会活動の透明性を高め、政策立案能力の向上を図り、もって町民の理解と信頼を得る議会運営の実現に資するものと考え、本条例を提案するものでございます。

なお、政務活動費の額は議員1人につき年額15万円とするものであります。

また、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上が、発議第2号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての提案理由であります。

御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、発議第2号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 発議第 3 号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について

○大西樹議長 日程第 2 3、発議第 3 号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、白川皆男君。

○白川皆男議員 発議第 3 号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及びまんのう町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

提出者 まんのう町議会議員 白川皆男、同 松下一美、同 白川正樹、同 三好郁雄、同 合田正夫、同 竹林昌秀、同 京兼愛子、同 常包恵、同 鈴木崇容、同 石崎保彦、同 真鍋泰二郎。

賛成者 川原茂行、同 川西米希子。

それでは、まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について、提案理由を提出者を代表して申し上げます。

本規則は、さきに上程されました政務活動費の交付に関する条例の施行に当たり、政務活動費の交付申請、交付決定、請求並びに収支報告に関する各種様式を定めるとともに、会計帳簿及び証拠書類の整理・保管について規定し、制度運用の明確化を図っております。

また、収支報告書の写しを町長へ送付する手続を定めるなど、執行状況の把握及び制度全体の透明性の確保にも配慮した内容としております。

以上のとおり、本規則は条例に基づく政務活動費制度を実効性のあるものとし、適正性及び透明性を確保するために必要な事項を定めるものであり、その制定について御審議をお願いするものでございます。

なお、この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上が、発議第 3 号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則の制定についての提案理由であります。

御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、発議第3号 まんのう町議会政務活動費の交付に関する規則の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第24、閉会中の継続調査についての件を議題とします。

各常任委員長から所管事務調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的、円滑に行うため、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。

各常任委員長からの申出のとおり、継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和8年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月19日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員